施設管理の業務

ページ

１　施設・設備の点検、対応　……………………　２

２　運営で使う部屋などの指定、表示　…………　２

３　生活場所の整理、プライバシー確保　………　３

４　照明（消灯）　…………………………………　３

５　飲酒・喫煙　……………………………………　４

６　見回り・夜間の当直　…………………………　４

７　防火対策　………………………………………　５

８　防犯対策　………………………………………　６

プライバシーの保護

業務で知り得た個人情報は、福祉避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、福祉避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理の業務１ | 実施時期 | 展開期～ |
| 施設・設備の点検、対応 |
| (１)施設の安全点検* 福祉避難所となる建物の安全確認を実施していない場合は、災害対策本部へ危険度判定を要請する。
* 危険度判定や設備点検の結果、危険と判定した場所への立ち入りを禁止するため、出入口を封鎖し進入できないようにする。

(２)設備の確認、修繕依頼* 福祉避難所開設アクションカード（別冊）を参考に、ガスや電気、水道、電話、放送、トイレなど設備の状況について点検する。
* 修繕が必要な場合は、施設管理者と相談した上で、福祉避難所要員を通じて、災害対策本部に修繕を依頼する。
* 発電機や照明機器、通信手段など資機材の調達が必要な場合は、災害対策本部に依頼する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理の業務２ | 実施時期 | 展開期～ |
| 運営で使う部屋などの指定、表示 |
| * 施設管理者と連携し、立入禁止にすべき場所、福祉避難所運営で使う場所などを指定する。
* 立入禁止とした場所や福祉避難所運営のために使用する場所は、出入口に張り紙などして明確に表示する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理の業務３ | 実施時期 | 展開期～ |
| 生活場所の整理、プライバシー確保 |
| (１)通路の確保* 福祉避難所利用者が生活する場所には、通路を設ける。

**＜通路を設ける際の注意＞*** 主な通路は、車いすも通行できるよう幅130cm以上確保する。
* 各世帯の区画が必ず１箇所は通路に面するようにする。

(２)プライバシーの確保* 福祉避難所利用者が生活する場所には、原則、福祉避難所利用者以外立ち入らないようにする。
* 福祉避難所利用者からプライバシーの確保などの要望があった場合は、敷物や段ボールなどのパネルで仕切り、各世帯の境界を明確にできるようにする。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理の業務４　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 照明（消灯） |
| * 福祉避難所利用者の生活場所などの消灯時間を決め、福祉避難所でのきまり(様式集p.1-4)に記載し、情報掲示板へ掲示する。
* 消灯時間になったら、福祉避難所利用者が生活する場所は照明をおとす。
* 安全や防犯対策のため、廊下やトイレ、福祉避難所運営に必要な部屋などは消灯時間後も点灯したままとする。
* 屋外に設置した災害用トイレなど、夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理の業務５　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 飲酒・喫煙 |
| * 福祉避難所での飲酒や喫煙のルールを決め福祉避難所でのきまり(様式集p.1-4)に記載し、情報掲示板へ掲示する。
* ルールに基づいた喫煙・飲酒を徹底するよう福祉避難所利用者に伝える。

(１)喫煙* 豊橋市受動喫煙防止条例に基づき、敷地内禁煙（屋外に喫煙場所を設けないように努める）とする。
* 喫煙場所には、灰皿、消火用水バケツを設置し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身に行ってもらう。

(２)飲酒* 健康被害やトラブル防止のため、飲酒を控えるよう呼びかける。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理の業務６　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 見回り・夜間の当直 |
| (１)見回り* 福祉避難所敷地内にある危険な場所や死角になる場所などを確認しておく。
* 女性や子どもに対する暴力防止や、福祉避難所内の不審者排除のため、昼間・夜間に２人１組で避難所内外の見回りを行う。とくに、危険な場所や死角になる場所は定期的に警備する。
* 見回りの際は、ビブス（ゼッケン）などを着用する。
* 福祉避難所利用者の配置の変更などに合わせて、見回り場所の見直しを行う。

(２)夜間の当直* 施設管理者協力し、夜間当直体制を組む。
* 当直者は、交代制とし、福祉避難所運営本部室などで仮眠をとる。
 |
| 施設管理の業務７　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 防火対策 |
| * 建物内は原則、火気厳禁・禁煙とする。
* 火気を取り扱う場所には、必ず消火器と消火用バケツを設置する。
* 部屋ごとに火元責任者を決める。
* 冬季の暖房は、館内暖房設備を優先して使用する。
* 電力が復旧していない場合などに、建物内で石油ストーブなどの暖房器具を使用する場合は、火災防止のため十分注意を払うよう福祉避難所でのきまり(様式集p.1-4)などを用いて、福祉避難所利用者全員に伝える。
* 当番を決めて、福祉避難所の火災予防のための自主検査表（様式集p.38）に基づき毎日検査をする。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理の業務８　 | 実施時期 | 展開期～ |
| 防犯対策 |
| * 多くの人が出入りする福祉避難所の出入口付近に受付を設け、受付担当者が外来者を確認できる体制をとる。
* 夜間、福祉避難所の出入口となる扉や１階部分の窓は原則施錠する。ただし、福祉避難所運営本部室に近い扉を１箇所だけ開けておき、当直者が、夜間に出入りする人を確認できる体制をとる。
* 福祉避難所内でトラブルが発生したときは、すみやかに対応する。

**＜トラブル発生時の注意＞**・自分から声をかける・相手の言い分をよく聞く・あくまでも冷静、論理的に説明する・できること、できないことを明確にする・納得するまで説明する* 福祉避難所内での盗難や、女性や子どもなどへの暴力、性的暴力などの犯罪防止のため、福祉避難所利用者全員に注意喚起を行う。

**＜犯罪防止のための注意喚起＞**・人目のないところやトイレには一人で行かない・明るい時間帯に行動する・移動する際はまわりの人に声を掛け合う　など* 必要に応じて、警察署に巡回や女性警察官の派遣を災害対策本部へ依頼する。
* 警察署から不審者情報を入手したら、施設管理者と連携し福祉避難所利用者全員に知らせる。
 |